

道路位置指定の事前審査に係る誓約書

年 月 日

(あて先) 各務原市長

道路の位置の指定の事前審査(以下「事前審査」という。)を受けるにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

申請者 住所 _____
氏名 _____ (印)

設計者 住所 _____
氏名 _____ (印)

1. 1団の開発区域面積が1,000㎡以上となった場合は、事前審査の申請を取り下げ、都市計画法に基づく許可の申請をします。
2. 事前審査申請書の図書のとおり施工します。なお、その内容を変更する場合は事前に市と協議します。
3. 道路の位置の指定を受ける部分の土地は、当該申請をするまでに分筆し、地目を公衆用道路として登記します。
4. 開発区域内の工事は、道路位置指定事前審査済通知書の交付を受けてから着工します。
5. 当該道路に係る隣地の土地の権利者には造成工事の説明をします。